

報 道 資 料

平成 24 年 1 月 3 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 149 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 158 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 1 月 30 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通企画課
- ◎ 対象行政文書：道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の取り扱いについて、その統一的運用を図るためになされた照会・回答文書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の取り扱いについて、その統一的運用を図るためになされた照会・回答文書」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○ 本件決定の妥当性について

審査請求人は、「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の取り扱いについて、その統一的運用を図るためになされた照会・回答文書」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

(1) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人が開示を求めている「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の取り扱いについて、その統一的運用を図るためになされた照会・回答文書」を実施機関がどのような趣旨に解したかについて、当審査会は、諮問実施機関による口頭理由説明の際に詳細な説明を求めた。

これに対する諮問実施機関の説明は、実施機関において法令の解釈に疑義が生じた場合、法令の適用の統一性を確保するため、実施機関から警察庁に対し文書により照会を行い、その回答を各所属に通知することがあり、この照会及びその回答に係る文書が本件開示請求に対応する行政文書に該当するが、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に基づく苦情の申出を受けて、当該苦情の処理に当たり、法令の解釈について実施機関の見解が正しいかどうかを確認するために行った警察庁に対する電話等による照会及びその回答に係る文書は、本件開示請求に対応する文書に該当しないと判断したというものである。

ところで、本件開示請求に係る文書は、法令の統一的運用を図るためになされた照会及びその回答文書であるから、法令の解釈に疑義が生じた場合に、当該法令の適用の統一性を確保するため、その回答を各所属に通知する前提で行われる照会及びその回答に係る文書が対象となると解するのが相当である。

しかし、諮問実施機関が説明する苦情処理に係る個々の案件を処理するに当たって行われる照会のように、確認的に行われるものであって、その回答を各所属に通知することを目的に行われるものではないものは、審査請求人が開示を求めている「統一的運用を図るためになされた照会・回答文書」には該当しないと解するのが相当である。

したがって、本件開示請求の趣旨についての諮問実施機関の判断は妥当と認められる。

なお、苦情処理に係る個々の案件を処理するに当たって行われる照会及びその回答に係る文書（以下「苦情照会文書」という。）については、当審査会が、諮問実施機関の口頭理由説明の際に説明を求めたことによりその存在が明らかになったのであるが、審査請求人に対しては、その存在は説明されていなかったとのことである。当審査会は、前述のように苦情照会文書については、本件開示請求に対応する文書に該当しないと判断したが、開示請求を行う者は行政がどのような文書を保有しているのか分からないのであるから、県が保有する情報を広く県民に公開することにより県の説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨を踏まえると、本件開示請求に係る文書を特定する際に、審査請求人に対し所要の説明をするとともに本件開示請求の趣旨についての審査請求人の意図を確認することが望ましかったと考えられる。

(2) 本件行政文書の不存在について

審査請求人のいう道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条第 3 項第 3 号に規定

する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話をを行っている幼児を乗車させるときは、当該義務が免除される旨定めた規定である。

施行令第26条の3の2第3項第5号の規定を含め幼児用補助装置使用義務に係る規定は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第229号）により公布され、平成12年4月1日に施行されている。

諮問実施機関は、法令の解釈に疑義が生じた場合、法令の適用の統一性を確保するため実施機関から警察庁に対し行った照会及びその回答に係る文書のうち、同号に係るものについて探索したところ、該当する文書は発見されなかったと説明する。

本件開示請求に係る文書は、(1)で判断したとおり、法令の解釈に疑義が生じた場合に行われる照会及びその回答文書であり、法令の解釈に疑義が生じなければ照会を行う必要はないのであるから、警察本部長の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について条例が適用されることとなった平成14年4月1日以後において、当該文書を作成又は取得していなかったとしても、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月20日		
② 決定	平成23年	8月2日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成23年	8月30日		
④ 諮問	平成23年	9月15日		
⑤ 経過	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	6月26日	第155回審査会	審議
	平成24年	9月4日	第156回審査会	審議
	平成24年	10月17日	第157回審査会	審議
	平成24年	11月15日	第158回審査会	審議